証券コード　3936
2021年５月31日

株　主　各　位

東京都港区浜松町一丁目７番３号第一ビル
株式会社グローバルウェイ
代表取締役社長　小　山　　義　一

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、会場での感染の発生を避けるため、株主様にはご来場を控えていただき、可能な限り、書面（郵送）での議決権行使をお願い申しあげます。**
**　書面によって議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月14日（月曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月15日（火曜日）午後１時（開場午後０時30分。開始時間が前回と異なっておりますので、ご注意願います。）

２．場　　所　東京都港区浜松町１－７－３
第一ビル　４階　本社会議室（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第17期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第17期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役報酬額設定の件
第７号議案　会計監査人２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.globalway.co.jp）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、本株主総会にご来場される株主様（特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方）は、ご自身の体調をお確かめの上、マスクをご持参及びご着用されるようお願い申しあげます。また、会場において体調不良と認められる方は入場をお断りします。

株主様のバーチャル参加を可能としますため（いわゆるバーチャル株主総会）、質疑応答も含めて議事を配信します。ご来場された株主の皆様のお顔が配信される可能性がありますことをご了承ください。

１．バーチャル参加とは

バーチャル参加とは、いわゆるハイブリッド参加型バーチャル株主総会において、インターネットを通じて株主総会に参加することをいいます。

本株主総会は、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会として開催いたしますので、株主様は、当日バーチャル参加することができます。バーチャル参加された株主様は、インターネットでの中継を視聴することができます

ただし、参加型において、インターネット等の手段を用いて参加する株主様は、リアル株主総会に出席していないため、会社法上、株主総会において出席した株主により行うことが認められている質問（会社法314条）や動議（会社法304条等）を行うことはできないことをご了承ください。また、議決権の行使に関しましては、書面（郵送）のみとさせていただくこともあわせてご了承ください。

２．バーチャル参加の方法

バーチャル参加される株主様は、株主総会開催日の３営業日前（６月11日（金曜日））までに「gw-kabunushisokai@globalway.co.jp」にEメールで次の項目をご連絡ください。

・氏名
・住所
・株主番号（議決権行使書に記載があります）
・当社からEメールをお送りする際の送信先メールアドレス

後日、バーチャル参加のためのウェブサイトへのアクセス方法や整理番号等の詳細を上記送信先メールアドレス宛てのEメールにてご連絡いたします。当日は開会時刻５分前までに、当社からEメールでお知らせするURLにアクセスしてください。なお、開始時刻を過ぎての参加は受け付けできませんのでご了承ください。

３．質問とそのお取扱い

前述の1に記載の通り、バーチャル参加された株主様は、リアル株主総会に出席していないため、会社法上、株主総会において出席した株主により行うことが認められている質問（会社法314条）や動議（会社法304条等）を行うことはできないことをご了承ください。

４．その他バーチャル参加にあたりご了承をお願いする事項

バーチャル参加される株主様におかれましては、上記のほか、以下の点をご了承ください。バーチャル参加は、株主様に対して、株主総会の現実の会場への来場

による出席の他に追加的な参加手段をご提供するものであり、また技術的な制約がありますことから、来場による出席とは異なるお取り扱いをせざるを得ない場合がございます。ご了承が難しい場合には、バーチャル参加はお控えくださいますようお願い申しあげます。
（1）通信環境の影響や大量アクセスにより、バーチャル参加のためのウェブサイトがつながりにくくなったりインターネット中継の映像が乱れる等の通信障害が発生する可能性があります。このような通信障害により株主様に生じた不利益に関して、当社は一切責任を負いかねます。
（2）代理人によるバーチャル参加はお受けいたしません。
（3）不測の事態が生じた場合には、当社として適切な措置を講じることがあるほか、株主様におきましては、株主総会の現実の会場へご来場されてのご出席と比較して、制約事項や想定外の不利益が生じる可能性がございます。
（4）ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不具合が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、ご覧いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信料金（電話料金）などは、株主様のご負担となります。
（5）バーチャル参加される株主様には、受付時に株主ご本人である旨の確認のために、お顔及び整理番号を画面に映し出していいただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

当連結会計年度において、関連会社（持分法適用）である株式会社Contentservの全株式をContentserv Group AGへ売却いたしました。

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症再拡大に伴う政府による首都圏を始めとする部分的な３度目の緊急事態宣言が2021年５月末まで延長され、一部自治体もまん延防止等重点措置を公示するなど、引き続き国内経済活動が停滞することが予想され、先行きは依然として不透明な状況であります。

そのような状況のなか、当社グループのソーシャルウェブメディア事業及びシェアリングビジネス事業が属するインターネット関連市場を取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症が経済活動に与える影響は依然として続いており、厚生労働省が公表した2021年３月の有効求人倍率1.10倍が示すように、宿泊・飲食・サービス業他さまざまな産業分野で、人材サービスに対する需要は依然厳しい状況にあります。その一方で、この状況下でも強みを発揮できるオンラインを通じた副業も含むシェアリングビジネスへの需要は高まっております。

また、当社グループのビジネスアプリケーション事業が属するクラウド市場を取り巻く環境につきましては、将来にわたる企業競争力の強化を目的として、クラウドやビッグデータの活用とIoT・AI等の新技術を活用した事業のDX（注１）化関連のシステム投資は、ポストコロナを見据えた企業を中心に堅調さを維持しており、引き続き当社サービスに対する需要は高まっております。

このような環境の中、当社グループの業績につきまして、ソーシャルウェブメディア事業では、コロナ禍における顧客の慎重な姿勢が影響し、売上高の落ち込みとなるもセグメント利益を計上しております。ビジネスアプリケーション事業では、クライアントの積極的なシステム投資によりセグメント

利益を計上しております。シェアリングビジネス事業では、タイムチケットサービスのユーザー数獲得のための広告費支出及びシステム開発の先行投資によりセグメント損失を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は1,219,648千円（前期比6.2%減）、営業損失は362,649千円（前期は186,862千円の営業損失）、経常損失は339,727千円（前期は188,140千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は187,680千円（前期は154,017千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社グループのセグメントの業績は次のとおりであります。

ソーシャルウェブメディア事業

ソーシャルウェブメディア事業は、働く人のための情報プラットホーム、キャリコネ、キャリコネ企業研究 Resaco、キャリコネニュースへの訪問者数は堅調に推移しました。しかしながら、コロナの影響により顧客受注が減少したため、対策として受注獲得機会向上を目的とした、求人広告及び採用代行サービスの営業組織強化を図っておりましたが、結果としましては、ソーシャルウェブメディア事業の売上高は527,611千円（前期比16.2%減）、セグメント利益は28,202千円（前期比73.3%減）となりました。

ビジネスアプリケーション事業

ビジネスアプリケーション事業はDXを重点キーワードと定め、Webアプリケーション診断の内製化を実現するエーアイセキュリティラボと代理店契約を締結しました。エーアイセキュリティラボの「AeyeScan」サービスを活用し、セキュリティ診断を開発プロセスに組み込み、セキュリティ内製化を実現しています。サイバーセキュリティ診断サービスの提供のみならず、ユーザ企業様のセキュリティ診断内製化に向けた並走支援、さらには企業のセキュリティ強化の取り組みを支援するソリューションの構築を推進いたします。また当社ビジネスアプリケーション事業において、法人向けシステム開発プロセスに組み入れることにより「DevSecOps」を推進していき、すべてのエンジニアに対するDevSecOps文化の浸透・発展へ寄与いたします。

以上の結果、ビジネスアプリケーション事業の売上高は621,023千円（前期比1.4%減）、セグメント利益は118,477千円（前期は7,738千円のセグメント損失）となりました。

シェアリングビジネス事業

シェアリングビジネス事業は、CtoC向けサービス（注２）及びシェアリング・エコノミー型サービス（注３）を展開する株式会社タイムチケットが運営するTimeTicket（タイムチケット）及びスイスZug州のTimeTicket GmbHが対象セグメントです。タイムチケットは、個人が空き時間を売買するサービスとなります。2019年７月から法人と個人間で個人の時間を販売できるサービスとなるTimeTicket Pro(タイムチケットプロ)を開始いたしました。2019年６月にタイムチケット事業を分社化し、2019年６月、８月及び11月、2020年５月､11月及び２月に第三者割当増資により合わせて478,006千円を調達しております。タイムチケットにおいては、ユーザー数増加及びサービス利用の活性化に重点を置いており、広告宣伝費の投資及びシステム改修を行っております。

以上の結果、シェアリングビジネス事業の売上高は116,109千円（前期比156.7%増）、セグメント損失は289,977千円（前期は135,373千円のセグメント損失）となりました。

（注１）DXとは、デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略で経済産業省では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義。
出典
経済産業省「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」
https://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181212004/20181212004-1.pdf

（注２）CtoC向けサービスとは、商取引の形態のうち主に一般消費者どうしの売買・取引を扱う形態のサービス。

（注３）シェアリング・エコノミー型サービスとは、個人間で、個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービス。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は4,500千円であります。その主な内容は、新入社員分のPC購入・内装工事に係る投資であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、株式会社タイムチケットが第三者割当増資により255,676千円の調達を行いました。また、金融機関より長期借入金として40,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、関連会社（持分法適用）である株式会社Contentservの全株式をContentserv Group AGへ売却いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区　　分	第 14 期 (2018年３月期)	第 15 期 (2019年３月期)	第 16 期 (2020年３月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売　上　高(千円)	－	1,343,453	1,300,546	1,219,648
経常損失(△)(千円)	－	△56,288	△188,140	△339,727
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	－	△61,004	△154,017	△187,680
1株当たり当期純損失(△)(円)	－	△52.46	△132.15	△160.92
総　資　産(千円)	－	722,381	719,721	631,652
純　資　産(千円)	－	209,265	235,651	200,985
1株当たり純資産(円)	－	178.62	177.93	167.94

（注）　第15期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 14 期 (2018年３月期)	第 15 期 (2019年３月期)	第 16 期 (2020年３月期)	第 17 期 (当事業年度) (2021年３月期)
売　上　高(千円)	1,251,507	1,343,453	1,264,058	1,148,599
経常損失(△)(千円)	△153,353	△33,386	△51,323	△19,199
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△299,342	△51,499	△57,019	29,304
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)　(円)	△258.32	△44.28	△48.93	25.12
総　資　産(千円)	752,378	736,705	595,676	551,955
純　資　産(千円)	269,850	222,135	166,144	195,318
1株当たり純資産　(円)	231.16	189.68	141.48	166.71

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社タイムチケット	244,003千円	52.2%	インターネットを活用したサービスの開発・提供

(4) 対処すべき課題

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① キャリコネのデータベースを活かした新規事業等について

当社グループのソーシャルウェブメディア事業におきましては、現在、企業の口コミや求人情報等、求職者への「職探し」に関する情報提供を軸とする「キャリコネ」の運営を行っております。今後も訪問者数、登録者数増加のための施策を行い、口コミを蓄積させることによって、求職者だけではなく、求人企業にとって採用ブランディング等で利用価値のあるサイトへの成長を目指してまいります。また、「キャリコネ」の中心利用者はM1層（20～

34歳の男性）とF1層（20～34歳の女性）となっており、今後これらのターゲット層のニーズを詳細に分析し、ライフイベントに関連したサービス展開を予定しております。

② 新規受注と新規領域への拡大について

当社グループのビジネスアプリケーション事業では、開発受託案件の継続拡大を目指しつつ、リカーリング/マネージドサービス（セキュリティーサービス、コールセンターソリューション）の立ち上げにより新規受注を拡大し、大きくビジネスを拡大していく予定です。

セールスフォースを活用したサービスは、コアサービスのご支援を継続拡大しつつ、セールスフォースソリューションの新規領域（Commerce, MuleSoft, Industry Cloudなど）に対する取り組みを強化することにより新規受注を拡大し、大きくビジネスを拡大していく予定です。

③ 情報管理体制の強化について

当社グループのソーシャルウェブメディア事業では、会員情報を含む個人情報を保有しており、ビジネスアプリケーション事業におきましては、クライアントの業務用ソフトウェアの運営において顧客情報等を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

④ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化について

当社グループの事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の更なる強化が重要な課題であると認識しております。また、経営の公正性・透明性を確保するため、業務運営の効率化やリスク管理の強化など内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑤ 人材の確保と教育について

当社グループが持続的に成長するためには、有能な人材の確保が重要であると考え、専門性を有する人材の確保及び教育に注力してまいります。また、幅広い人材採用活動を行っていくほか、OJT、社内教育等による従業員のレベルアップを進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	事業内容
ソーシャルウェブメディア事業	働く人のための情報プラットフォーム「キャリコネ」の運営及び求人企業及び求職者の直接依頼に基づく有料職業紹介サービスの提供
ビジネスアプリケーション事業	法人向けのクラウドアプリケーションの開発とライセンス販売、及び導入支援・カスタマイズ開発や運用サポートサービスの提供
シェアリングビジネス事業	スキルシェアのタイムチケット事業の運営

(6) 主要な営業所（2021年３月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区

② 子会社

株式会社タイムチケット	東京都港区

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度比増減
79（9）名	＋2（＋1）名

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
70（7）名	0（△1）名	38.2歳	3.4年

（注）使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	109百万円
株式会社東和銀行	15百万円
株式会社みずほ銀行	8百万円
株式会社常陽銀行	8百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,100,000株

(2) 発行済株式の総数 1,166,492株

(注)ストックオプションの行使により、前期と比べ発行済株式が200株増加しております。

(3) 株主数 888名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
各務正人	690,000	59.16
株式会社ＳＢＩ証券	63,200	5.42
ジュン・ヤン	41,000	3.52
パーソルキャリア株式会社	19,000	1.63
楽天証券株式会社	17,900	1.53
佐藤三朋	11,000	0.94
幅昭義	10,300	0.88
磯貝信一	10,000	0.86
永木弘孝	9,900	0.85
松井証券株式会社	7,000	0.60

（注）持株比率は自己株式（102株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第12回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日		2015年11月19日	2017年５月12日
新株予約権の数		475個	5,700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　475株 （新株予約権１個につき１株）	普通株式　5,700株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個当たり50円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 2,600円 （１株当たり　2,600円）	新株予約権１個当たり 4,300円 （１株当たり　4,300円）
権利行使期間		2017年11月20日から 2025年10月30日まで	2018年７月１日から 2027年６月６日まで
行使の条件		権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	－	新株予約権の数　5,900個 目的となる株式数　5,900株 保有者数　2名
	社外取締役	新株予約権の数　400個 目的となる株式数　400株 保有者数　1名	新株予約権の数　900個 目的となる株式数　900株 保有者数　1名
	監査役	新株予約権の数　75個 目的となる株式数　75株 保有者数　1名	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　200株 保有者数　1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

当社は2020年11月2日付で、有償ストック・オプションを発行しております。

	第14回新株予約権
発行決議日	2020年11月2日
新株予約権の数	15,050個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　15,050株 （新株予約権1個につき1株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,627円 （1株当たり　1,627円）
権利行使期間	2020年11月19日から 2030年11月18日まで
行使の条件	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	各務正人	株式会社タイムチケット　代表取締役社長 TimeTicket GmbH　CEO
代表取締役社長	小山義一	―
取締役	根本勇矢	当社　ソーシャルウェブメディア事業部長 株式会社タイムチケット　取締役 TimeTicket GmbH Director
取締役	梁行秀	当社　ビジネスアプリケーション事業部長
取締役	赤堀政彦	当社　管理部長
取締役	黒田真行	ルーセントドアーズ株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	直井隆徳	―
監査役	佐藤岳	株式会社ブイキューブ　マーケティング本部長
監査役	小笠原誠	PTCジャパン株式会社　執行役員専務

（注）１．取締役黒田真行氏は、社外取締役であります。
２．監査役直井隆徳氏、佐藤岳氏及び小笠原誠氏は、社外監査役であります。
３．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役中山要治郎氏、井川恵麻氏は、2020年6月19日をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役全員との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約に関する事項

当社は、取締役及び監査役の全員に対し、会社法第430 条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(4) 補償契約に基づく補償に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を補填することとしております。但し、故意または重過失による損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。なお保険料につきましては、全額当社負担としております。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	基本報酬の額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (1)	82百万円 (3)
監査役 （うち社外監査役）	5名 (5)	6百万円 (6)
合計 （うち社外役員）	13名 (6)	89百万円 (10)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．当事業年度に係る報酬額につきましては、基本報酬のみとなります。

②役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

2021年3月1日における会社法改正に伴い、2021年3月取締役会において、取締役報酬等の決定方針を定めました。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬、株式報酬を支払うこととしております。また取締役の報酬限度額は、2008年６月27日開催の第４回定時株主総会において決議された年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）を限度に算定しております。

なお監査役の報酬につきましては、2007年６月21日開催の第３回定時株主総会において決議された年額10百万円以内を限度に、監査役の協議によって決定いたします。

③各会社役員（監査役除く）の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

ア　基本報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

イ　業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものといたします。

非金銭報酬等は、新株予約権、株式報酬型ストックオプション若しくは譲渡制限付株式として、付与数は業績および中期計画の進捗を勘案し総数を決定し、個別の付与数を業績指標の達成および役位、職責に応じて決定

し、原則定時株主総会後の取締役会にて付与するものとしております。

ウ　取締役の個人別報酬額等の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役会において検討を行います。

取締役会（委任を受けた代表取締役）は、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することといたします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝5：1：1とします（ＫＰＩを100%達成の場合）。

役位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役会長	60%	30%	10%
代表取締役	60%	30%	10%
取締役	70%	20%	10%
社外取締役	50%	0%	50%

エ　各取締役の報酬等の額の決定の委任に関する事項

取締役個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。なお、非金銭報酬等は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

(7) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役黒田真行氏は、ルーセントドアーズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役佐藤岳氏は、株式会社ブイキューブのマーケティング本部長であります。当社と兼職者との間には特別の関係はありません。
・監査役小笠原誠氏は、PTCジャパン株式会社の執行役員専務であります。当社と兼職者との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　黒田真行	当事業年度に開催された取締役会25回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、人材関連サービス市場に関する相当程度の知見及び経営者としての幅広い知見に基づき、経営全般的見地から適宜発言を行っております。また、複数の企業における経営者としての豊富な経験を踏まえ、当社の経営戦略・計画の策定に対して提言・意見表明を行いました。
監査役　直井隆徳	当事業年度に開催された取締役会25回全て、監査役会12回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、業界全体に対する広い見識と知的財産権に対する幅広い知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役　佐藤岳	当事業年度に開催された取締役会25回のうち22回、監査役会12回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、IT業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役　小笠原誠	当事業年度に開催された取締役会25回のうち21回、監査役会12回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、IT業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

(注)佐藤岳氏、小笠原誠氏は、前回2020年6月19日の第16期定時株主総会において新たに選任された新任監査役であり、各会の開催回数が他の社外役員と異なっております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人元和

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,200千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,200千円

（注）１．当社グループと会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(6) 補償契約に基づく補償に関する事項

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【決定内容】

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2015年６月15日付の取締役会決議において定めた「内部統制システム整備基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、経営理念として掲げた『お客様が心から感動するサービスを追求し、社会の発展と繁栄に貢献します。』の実現のために、全役員及び従業員が法令及び定款を遵守しながら事業を遂行してまいります。

② 当社は、法令遵守が事業を継続する上での最優先事項であると位置づけ、法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる「コンプライアンス規程」及びその他各種社内諸規程を整備し、適宜見直し、社内研修等を通じた周知により、役員及び従業員にその実行を義務付けます。

③ 当社の役員又は従業員が、当社内において法令又は定款その他社内規程に反する行為を発見した場合に備え、社長又は担当取締役、あるいは管理部門相談窓口への報告経路並びに監査役へ直接通報する手段を用意し、問題の早期把握に努めております。また、通報を受けた者は速やかに最適なメンバーを選任し対策チームを組成、必要な施策の実行を可能とする体制を構築しております。

④ 社長は内部監査担当者を指名し、内部監査担当者は当社各部門が法令及び定款、社内諸規程を遵守していることを確認し、結果を社長に報告します。

⑤ 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を定め、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、これを運用します。また、社長が指名する評価担当者は、これら内部統制の整備及び運用の状況を毎期評価し、不備の有無の確認と必要な改善を行ってまいります。

⑥ 当社は市民社会の秩序を乱し脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに臨みます。また、反社会的勢力対応規程の制定、社外の専門機関とも連携して、全ての役員及び従業員が反社会的勢力の排除に向けた行動を徹底いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行や意思決定に係る議事録、稟議書その他の情報や記録は、電磁的記録も含め、法令及び当社が定める「文書管理規程」その他の関連諸規程に従って保存及び管理を適正に行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」を整備し、当社事業に関連する顕在化リスク及び潜在的なリスクへ対応します。

② 把握されたリスク情報は毎月開催する経営会議における部門責任者の報告を通じて社内で共有され、対応の検討を行います。また、重要なリスクについては取締役会において協議し、適時に実効性のある対策を講じます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会規程に基づき毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、経営上重要となる意思決定を迅速に行います。

② 取締役及び各グループ長以上の責任者が出席する経営会議を毎月開催して、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要となる情報の集中を図ります。

③ 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「組織管理規程」を整備し、適切な職務権限の付与と明確に区分した業務分掌により業務を効率的に執行します。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報や伝達等が効率的に行われる体制を構築し、関係部署はこれを横断的に推進し管理します。

② 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業の状況について定期的な報告を受けるとともに重要事項については事前協議を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該要請に対して監査役と管理部門担当役員が協議のうえ適切な人材を配し、監査役職務の補助を指示します。

② 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとして扱います。会社が行う人事考課及び人事異動、あるいは懲戒処分に処する際は、事前に監査役とも協議し、必要な場合には監査役から同意を得るものとします。

③ 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務を他の業務よりも優先して取り組むこととします。また、業務の性質上必要と認められる場合には、取締役等に対して当該指示やその具体的内容に関する説明を拒むことができるものとします。

(7) 上記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

①監査役が、監査の実施の為に必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査役と協議の上、任命しております。任命された補助者は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役の指揮命令を受けないものとしております

②監査補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査役の指揮命令に従う当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会がその職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払いや事後の精算等により当社に請求した際には、当該費用又は債務が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれを受理し、当該費用又は債務を会社が支払うものとします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会では、年間の監査計画を策定して監査項目や各監査役の役割分担を明確にし、監査の実効性と効率性を確保します。また、毎月及び必要に応じて監査役会を臨時に開催し、決議すべき事項の決定のほか、各監査役が実施した監査の状況について情報共有と協議を行い、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性の向上を図ります。

② 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対する意見を述べ、必要な勧告を行うほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
③ 監査役は自ら当社各部門の業務状況について日常的に確認します。また、内部監査担当者や監査法人と必要な意見交換を適宜行い、三者が連携することにより効果的な監査を実施します。

【運用状況】

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催

全取締役及び監査役出席のもと、取締役会を毎月及び臨時で開催し重要な経営意思決定や取締役の職務執行の意思決定を監督しております。また、重要な会議体である経営会議も毎月開催し、当社事業に関するリスクの分析、検討を行いました。

(2) 内部監査の実施状況

内部監査担当者は、内部監査計画に従い当社各部門が法令及び定款、社内諸規程を遵守していることを確認し、結果を代表取締役社長に報告しました。

(3) コンプライアンス

役員及び社員に対してコンプライアンスの周知徹底を図るため、社内研修を実施しました。

(4) 監査役監査の状況

監査役監査計画に基づき監査を実施するとともに、定期的に代表取締役社長、会計監査人及び内部監査部門と情報交換を行いました。監査役の職務の補助者として管理部の社員1名が必要に応じて、適宜補佐いたしました。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	618,013	流動負債	339,278
現金及び預金	207,187	買掛金	39,053
売掛金	313,978	1年内返済予定の長期借入金	52,338
前払費用	69,235	未払金	36,135
その他	27,613	未払費用	77,517
固定資産	13,638	未払法人税等	2,804
有形固定資産	0	未払消費税等	23,699
建物附属設備	0	前受金	59,075
工具、器具及び備品	0	預り金	40,017
無形固定資産	0	賞与引当金	8,544
のれん	0	返金引当金	92
ソフトウエア	0	固定負債	91,387
投資その他の資産	13,638	長期借入金	89,990
投資有価証券	4,906	持分法適用に伴う負債	1,397
長期前払費用	316	負債合計	430,666
敷金及び保証金	8,415	(純資産の部)	
		株主資本	190,302
		資本金	90,790
		資本剰余金	617,697
		利益剰余金	△517,783
		自己株式	△401
		その他の包括利益累計額	5,583
		為替換算調整勘定	5,583
		新株予約権	865
		非支配株主持分	4,232
		純資産合計	200,985
資産合計	631,652	負債純資産合計	631,652

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,219,648**
売上原価		**685,254**
売上総利益		**534,393**
販売費及び一般管理費		**897,043**
営業損失		**362,649**
営業外収益		
受取利息	7	
為替差益	136	
仮想通貨評価益	14,243	
仮想通貨売却益	6,729	
その他	5,253	26,370
営業外費用		
支払利息	1,333	
持分法による投資損失	1,348	
その他	766	3,448
経常損失		**339,727**
特別利益		
新株予約権戻入益	305	
関係会社株式売却益	22,303	22,608
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	5,353	
和解金	11,250	16,603
税金等調整前当期純損失		**333,722**
法人税、住民税及び事業税	1,121	
法人税等調整額	△2,283	△1,162
当期純損失		**332,559**
非支配株主に帰属する当期純損失		**144,879**
親会社株主に帰属する当期純損失		**187,680**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	90,711	444,513	△330,103	△401	204,720
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△187,680		△187,680
新株の発行（新株予約権の行使）	79	79			158
連結子会社の増資による持分の増減		135,062			135,062
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		38,042			38,042
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	79	173,183	△187,680	－	△14,417
当期末残高	90,790	617,697	△517,783	△401	190,302

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,776	2,776	1,155	26,999	235,651
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失					△187,670
新株の発行（新株予約権の行使）					158
連結子会社の増資による持分の増減					135,062
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減					38,042
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,807	2,807	△289	△22,767	△20,249
当期変動額合計	2,807	2,807	△289	△22,767	△34,666
当期末残高	5,583	5,583	865	4,232	200,985

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　２社

・主要な連結子会社の名称　株式会社タイムチケット
TimeTicket GmbH

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　１社

・主要な会社等の名称　CODE2LAB.PTE.LTD.

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

仕掛品　個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ハ．仮想通貨

活発な市場が存在するもの　期末日の市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表価額としております。

活発な市場が存在しないもの　取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、期末処分見込価額が取得原価を下回る場合は、当該処分見込価額をもって連結貸借対照表価額としています。

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備　15年

工具、器具及び備品　４～５年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、３年間で均等償却する方法を採用してお

ります。

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．返金引当金

当社と事業者間の人材紹介取引契約に基づき、求職者の退社に伴う返金の支出に備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

ニ．受注損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注業務に係る損失見込額を計上しています。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

なお、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますが、翌連結会計年度もこの影響は続くことが想定されますが、いずれ徐々に回復に転じるものと仮定して会計上の見積りを行っております。但し、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

３．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　53,666千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,166,492株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　36,923株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、前受金、預り金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。金利は主に固定でありますが、変動金利の借入金については金利変動のリスクを伴っております。

営業債務及び長期借入金については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	207,187	207,187	－
(2) 売掛金	313,978	313,978	－
資産計	521,165	521,165	－
(3) 買掛金	39,053	39,053	－
(4) 未払金	36,135	36,135	－
(5) 未払費用	77,517	77,517	－
(6) 未払法人税等	2,804	2,804	－
(7) 未払消費税等	23,699	23,699	－
(8) 前受金	59,075	59,075	－
(9) 預り金	40,017	40,017	－
(10) 長期借入金※１	142,328	142,328	－
負債計	420,631	420,631	－

※１　１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)買掛金、(4)未払金、(5)未払費用、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)前受金、(9)預り金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(10)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	4,906

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等には含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	207,187	－	－	－
売掛金	313,978	－	－	－
合計	521,165	－	－	－

４．長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
長期借入金	52,338	89,990	－	－
合計	52,338	89,990	－	－

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　167円94銭

(2) １株当たり当期純損失　160円92銭

７．重要な後発事象に関する注記

（子会社の増資）

当社の子会社である株式会社タイムチケットは、2021年５月18日開催の取締役会において、第三者割当増資を行うことを決議いたしました。

子会社の増資の目的

株式会社タイムチケットは、企業の副業解禁やフリーランサーの増加に伴い成長してまいりました。さらなる飛躍に向け、2019年7月に開始したフリーランスと企業をつなぐ「TimeTicket Pro」と「TimeTicket」のシステム開発及びユーザー獲得のための広告宣伝費への投資により事業の伸長を目指すため、第三者割当増資を行うことを決定いたしました。

増資を行う子会社の概要

（１）名称 株式会社タイムチケット

（２）所在地 東京都港区浜松町１－７－３

（３）事業内容 タイムチケット事業

（４）資本金 244,003千円

（５）設立年月 2019年４月

貸 借 対 照 表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**506,067**	**流動負債**	**266,646**
現金及び預金	117,736	買掛金	24,676
売掛金	285,942	1年内返済予定の長期借入金	52,338
前払費用	65,682	未払金	26,785
その他	36,705	未払費用	65,766
固定資産	**45,887**	未払法人税等	831
有形固定資産	**0**	未払消費税等	23,699
建物附属設備	0	前受金	58,388
工具、器具及び備品	0	預り金	5,799
無形固定資産	**0**	賞与引当金	8,269
ソフトウエア	0	返金引当金	92
投資その他の資産	**45,887**	**固定負債**	**89,990**
投資有価証券	4,906	長期借入金	89,990
関係会社株式	4,790	**負債合計**	**356,636**
長期前払費用	316	（純資産の部）	
敷金及び保証金	7,074	**株主資本**	**194,452**
関係会社長期貸付金	28,800	**資本金**	**90,790**
資産合計	**551,955**	**資本剰余金**	**292,151**
		資本準備金	167,391
		その他資本剰余金	124,760
		利益剰余金	**△188,088**
		その他利益剰余金	△188,088
		繰越利益剰余金	△188,088
		自己株式	**△401**
		新株予約権	**865**
		純資産合計	**195,318**
		負債純資産合計	**551,955**

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,148,599**
売上原価		**533,040**
売上総利益		**615,559**
販売費及び一般管理費		**644,056**
営業損失		**28,497**
営業外収益		
受取利息	30	
為替差益	136	
仮想通貨評価益	39	
その他	10,667	10,873
営業外費用		
支払利息	1,333	
手形売却損	55	
その他	187	1,575
経常損失		**19,199**
特別利益		
関係会社株式売却益	64,780	
新株予約権戻入益	305	65,085
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	4,500	
和解金	11,250	15,750
税引前当期純利益		**30,135**
法人税、住民税及び事業税	831	831
当期純利益		**29,304**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	90,711	167,311	124,760	292,072	△217,392
当期変動額					
当期純利益					29,304
新株の発行（新株予約権の行使）	79	79		79	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	79	79	－	79	29,304
当期末残高	90,790	167,391	124,760	292,151	△188,088

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△217,392	△401	164,989	1,155	166,144
当期変動額					
当期純利益	29,304		29,304		29,304
新株の発行（新株予約権の行使）			158		158
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△289	△289
当期変動額合計	29,304	－	29,462	△289	29,173
当期末残高	△188,088	△401	194,452	865	195,318

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・関係会社株式
時価のないもの　移動平均法による原価法

・その他有価証券
時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 仮想通貨

・活発な市場が存在するもの　期末日の市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額としております。

・活発な市場が存在しないもの　取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末処分見込価額が取得原価を下回る場合は、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額としています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備　15年

工具、器具及び備品　４～５年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、３年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 返金引当金

当社と事業者間の人材紹介取引契約に基づき、求職者の退社に伴う返金の支出に備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注業務に係る損失見込額を計上しています。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

なお、会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報につきましては、連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載の内容と同一であるため、記載を省略しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　48,526千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	31,797千円
短期金銭債務	2,207千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	44,174千円
営業費用	896千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	8,584千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	102株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （2021年３月31日）
繰延税金資産	
繰越欠損金	133,926千円
賞与引当金	2,860千円
投資有価証券	32,091千円
関係会社株式	612千円
減損損失	4,831千円
その他	2,683千円
繰延税金資産小計	177,006千円
評価性引当額	△177,006千円
繰延税金資産合計	-千円

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社タイムチケット	所有 直接 52.2%	役員の兼任 業務受託 管理業務受託 費用等の立替 業務委託 貸付	業務受託	43,774	売掛金	6,922
				管理業務受託	8,560	未収入金	946
				費用等の立替	6,658	立替金	276
				業務委託	896	-	-
				貸付	36,000	関係会社長期貸付金	28,800
				受取利息	24	関係会社短期貸付金	7,200
						未収利息	24
子会社	TimeTicket GmbH	所有 間接 52.2%	役員の兼任 費用等の立替 管理業務受託 広告宣伝	費用等の立替	-	立替金	14,726
				管理業務受託	-	未収入金	1,700
				広告宣伝	400	-	-

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主役員	各務　正人	所有 直接 59.2%	当社取締役会長	関係会社株式の売却	40,037	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

注１．取引条件及び取引条件の決定方針については、市場価格等を勘案し、業務に係る費用の合理的な算定を踏まえた価格交渉の上、決定しております。

２．費用等の立替は、実際発生額を精算したものであります。

３．取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　166円71銭

(2) １株当たり当期純利益　25円12銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

株式会社グローバルウェイ
　取締役会　御中

監 査 法 人 元 和
東 京 都 渋 谷 区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　塩 野　　治 夫 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　加 藤　　由 久 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社グローバルウェイの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルウェイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社の連結子会社である株式会社タイムチケットは、2021年５月18日開催の取締役会において、第三者割当増資を行うことを決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

株式会社グローバルウェイ
取締役会　御中

監 査 法 人 元 和
東 京 都 渋 谷 区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　塩 野　　治 夫 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　加 藤　　由 久 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グローバルウェイの2020年４月１日から2021年３月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月20日

株式会社グローバルウェイ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　直　井　隆　徳 ㊞

監　査　役（社外監査役）　佐　藤　　岳 ㊞

監　査　役（社外監査役）　小 笠 原　　誠 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、迅速な意思決定や適切な業務執行とともに、経営管理機能の強化を重要課題と位置付けております。この課題に適切に対応すべく、監督機能を強化し、業務執行について取締役会による適切な監督のもと執行の迅速化と効率化を図るため、今般監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、役職の追加等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（機関） 第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	（機関） 第4条　（現行どおり） (1)取締役会 (2)監査等委員会 （削除） (3)会計監査人
（員数） 第18条　当会社の取締役は、７名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の監査等委員でない取締役は７名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（選任方法） 第19条　（条文省略）	（選任方法） 第19条　（現行どおり）
（新設）	2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。
2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。	3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。
（新設）	4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新設）	5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第20条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のため就任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、監査等委員でない取締役の中からその決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役社長１名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	2. 取締役会は、監査等委員でない取締役の中からその決議によって取締役社長１名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（新設）	3. 取締役会は、監査等委員でない取締役の中からその決議によって、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）、最高人事責任者（CHRO）、最高情報責任者（CISO）、最高技術責任者（CTO）最高マーケティング責任者（CMO）を定めることができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会規程） 第25条　（省略）	（取締役会規程） 第26条　（現行どおり）
（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して定める。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第27条　（省略） 2. 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第28条　（現行どおり） 2. 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章　監査役及び監査役会	第5章　監査等委員及び監査等委員会
（員数） 第28条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第29条　監査役会の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第30条　監査役会の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第29条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議） 第31条　監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第35条　当社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第36条-第39条　（省略）	第33条-第36条　（現行どおり）
（新設）	第7章　　会計監査人
（新設）	（会計監査人の責任限定契約） 第37条　当社、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額はあらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い金額とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 1. 当会社は、第 17 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第 17 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。
また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。なお、本議案は第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	かかむ　まさと 各務　正人 (1973年4月11日)	1998年7月　ＵＢＳ証券㈱入社 1999年3月　ドイツ証券㈱入社 2001年2月　ウェブメソッド㈱（現ソフトウェア・エー・ジー㈱）入社 2004年10月　ユニーク・エクスペリエンス㈱（現当社）設立　代表取締役社長　就任 2018年5月　TimeTicket GmbH CEO（現任） 2019年4月　㈱タイムチケット　代表取締役社長（現任） 2020年11月　当社　取締役会長就任(現任)	690,000株
2	こやま　よしかず 小山　義一 (1976年3月25日)	1999年4月　エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア㈱入社（現エヌ・ティ・ティ・テクノクロス）入社 2012年9月　当社入社 2018年8月　デロイトトーマツコンサルティング(合)入社 2020年11月　当社　代表取締役社長就任(現任)	―
3	ねもと　ゆうや 根本　勇矢 (1983年3月21日)	2006年4月　㈱リクルート入社 2017年6月　当社入社 2019年6月　当社　取締役就任（現任） 2020年6月　㈱タイムチケット　取締役就任（現任） 2020年7月　TimeTicket GmbH Director 就任（現任）	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	やな　ゆきひで 梁　行秀 （1980年6月22日）	2003年4月　エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア㈱入社（現エヌ・ティ・ティ・テクノクロス）入社 2015年4月　当社入社 2019年1月　デロイトトーマツコンサルティング(合)入社 2020年6月　当社　取締役就任（現任）	―
5	あかほり　まさひこ 赤堀　政彦 （1985年7月4日）	2009年4月　㈱シーエー・モバイル（現㈱CAM）入社 2010年9月　セレンディップ・コンサルティング㈱(現 セレンディップ・ホールディングス㈱)　入社 2016年3月　同社取締役就任 2018年6月　㈱MIEコーポレーション社外取締役就任 2019年5月　㈱マネジメントソリューションズ入社 2020年2月　元嵩管理顧問股份有限公司監察人就任 2020年6月　当社　取締役就任（現任）	―

（注）１．候補者各務正人氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
２．その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．各務正人氏、小山義一氏、根本勇矢氏、梁行秀氏、赤堀政彦氏の５氏は現在当社の取締役であり、当社における地位及び担当は、事業報告の「４．会社役員の状況（1）取締役及び監査役の状況」（14頁）に記載のとおりであります。
４．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により塡補することとしております。候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
５．当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員に対し、会社法第430 条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	なおい　たかのり 直井　隆徳 （1947年9月22日）	1971年4月　沖電気工業株式会社入社 2008年6月　アップル国際特許事務所入所 2014年2月　当社監査役就任(現任)	25株
2	くろだ　まさゆき 黒田　真行 （1965年3月13日）	1989年4月　㈱リクルート入社 2012年4月　㈱Biz-IQ　取締役就任 2013年4月　㈱リクルートドクターズキャリア　取締役就任 2014年7月　ワーカーズイニシアティブ㈱代表取締役社長就任 2014年9月　ルーセントドアーズ㈱　代表取締役社長就任（現任） 2015年6月　当社　社外取締役就任（現任）	800株
3	さとう　がく 佐藤　岳 （1973年7月21日）	2000年2月　シノックス㈱入社 2001年5月　トレンドマイクロ㈱入社 2006年2月　㈱アイアンドティー入社 2009年2月　㈱メディックス入社 2010年7月　㈱デジタルフォレスト入社 2013年7月　シトリックス・システム・ジャパン㈱入社 2015年11月　㈱ブイキューブ入社（現任） 2017年6月　アイスタディ株式会社入社 2017年10月　アイスタディ株式会社取締役就任 2020年6月　当社　社外監査役就任(現任)	―

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．黒田真行氏、佐藤岳氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．監査等委員である取締役または社外取締役候補者の選任理由、及び監査等委員である取締役または社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について
(1) 直井隆徳氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、業界全体に対する広い見識と知的財産権に対する幅広い知見を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
(2) 黒田真行氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、人材関連サービス市場に関する相当程度の知見及び経営者としての幅広い知見が、当社にとって有益であるとの判断から選任をお願いするものであります。また、複数の企業における経営者としての豊富な経験をもとにした、当社の経営戦略・計画の策定への関与や、業務執行者から独立した客観的な立場での会社経営の監督に関する役割を期待しております。
(3) 佐藤岳氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、IT業界で培ったデジタルマーケティングに関する知見を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、複数の企業に置ける豊富な経験をもとにした、当社の経営戦略・計画の策定への関与や、業務執行者から独立した客観的な立場での会社経営の監督に関する役割を期待しております。
４．候補者直井隆徳氏は、現在、当社の常勤監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。
５．候補者黒田真行氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
６．候補者佐藤岳氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
７．直井隆徳氏、黒田真行氏、佐藤岳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
８．当社は、直井隆徳氏、黒田真行氏、佐藤岳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

９．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により塡補することとしております。候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

１０．当社は、監査等委員である取締役全員に対し、会社法第430 条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
たけうち　ちゅうわ 竹内　中和 （1947年5月11日）	1970年5月　大阪商船三井船舶㈱（現㈱商船三井）入社 2002年4月　㈱オレンジビーアール　代表取締役就任 2008年6月　㈱ワンダーテーブル　監査役就任 2010年6月　㈱ヒューマック　入社	－

（注）１．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．竹内中和氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる経営者及び監査役としての豊富な経験や見識等を、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

３．竹内中和氏が補欠の監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。

４．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により塡補することとしております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。）報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、当社の取締役の報酬額は、２００８年６月２７日開催の第４回定時株主総会において年額２億円以内と承認をいただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額２億円以内（うち社外取締役分年額３千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案による取締役(監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の設定は、当社の個人別の固定報酬の算定基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、対象取締役の人数水準などに照らした報酬枠として、必要かつ合理的な内容となっており、相当であると考えております。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、５名（うち社外取締役０名）となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額３千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案による監査等委員である取締役の報酬額の設定は、当社の個人別の固定報酬の算定基準、監査等委員である取締役報酬全体に対して占める割合の水準、対象の監査等委員である取締役における人数水準などに照らした報酬枠として、必要かつ合理的な内容となっており、相当であると考えております。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　会計監査人２名選任の件

当社の会計監査人である監査法人元和は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

１．監査役会が山野井俊明氏及び山川貴生氏を会計監査人候補とした理由

監査役会が両氏を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査に求められる専門性、独立性及び適正性を有しており、またこれまでの知見を活かし当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断した為であります。

２．会計監査人候補者の名称等

2021年４月末日現在

候補者番号	氏名（生年月日）	事務所の所在地	略歴
1	やまのい　としあき 山野井　俊明 （1973年12月19日）	東京都渋谷区恵比寿南二丁目1番9号朝井ビル3階　城南公認会計士共同事務所	2002年４月　公認会計士登録 2020年12月　城南公認会計士共同事務所　構成員加入（現任）
2	やまかわ　たかお 山川　貴生 （1983年5月22日）	東京都渋谷区恵比寿南二丁目1番9号朝井ビル3階　城南公認会計士共同事務所	2011年11月　公認会計士登録 2020年12月　城南公認会計士共同事務所　構成員加入（現任）

（注）１．候補者は、過去に公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）による報酬を受け取った事実はございません。

２．山野井俊明氏及び山川貴生氏が選任された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額はあらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い金額とする。

以上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

東京都港区浜松町１丁目７番３号第一ビル４階
グローバルウェイ　会議室

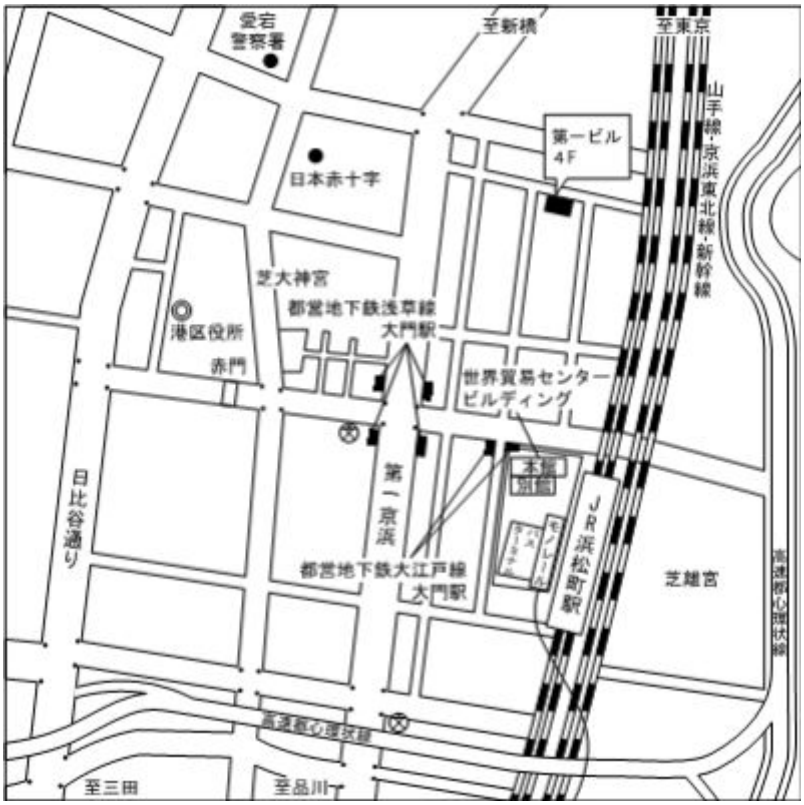

最　寄　駅
都営浅草線・都営大江戸線　大門駅（A2出口）徒歩3分
ＪＲ京浜東北線・山手線　浜松町駅（北口）徒歩7分
都営三田線　芝公園駅（A3出口）徒歩10分

※当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申しあげます。